

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第2976号)

令和5年1月25日

横情審答申第2976号

令和5年1月25日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

令和3年7月9日都交第388号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「(1)コミュニティサイクル 事故状況報告書（平成28年度分）(2)コミュニティサイクル 事故状況報告書（平成29年度分）(3)コミュニティサイクル 事故状況報告書（平成30年度分）」外2件の一部開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、別表に示す文書 1 から文書 3 までを一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和 3 年 5 月 21 日付で行った文書 1 から文書 3 まで（以下「本件審査請求文書」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 1 号。以下「条例」という。）第 7 条第 2 項第 2 号本文及び第 3 号アに該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 本件審査請求文書のうち、個人の氏名、住所、性別、生年月日、電話番号、年齢、ユーザー ID 及びメールアドレスは、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため、条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当するものとして非開示とした。
- (2) 保険証券、受付番号、電話番号及びファクシミリ番号は、法人が事業活動を行う上での内部管理に関する情報であり、開示することにより当該法人の事業活動が損なわれるおそれがあるため、条例第 7 条第 2 項第 3 号アに該当するものとして非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書、反論書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 審査請求に係る処分を取り消し、その全てを開示するよう求める。
- (2) 性別及び年齢の一部非開示決定に対してのみ審査請求する。
- (3) 実施機関は、本件処分の根拠規定として条例第 7 条第 2 項第 2 号を示し、その適用理由を「特定の個人が識別されるため」としているが、性別及び年齢について

ては特定の個人が識別されるおそれを何ら認めることができない。

国勢調査等に基づいて男女別総人口数は公表されており、また横浜市における男女別人口比についても然りである。これらに基づけば男性100対女性95程度の割合で日本国において男女が存在するが、仮に非公表とされた性別を男性と仮定し開示された文書を読んでも、個人の特定に至ることはあり得ない。

同様に、年齢を国税調査等の年齢層比率から推定の上で仮定し、開示された文書を読んでも、個人の特定に至ることはあり得ない。

- (4) そもそも「特定の個人を識別することができる」とは、社会通念上、一般人の判断力や理解力をもって、生存する具体的な人物と情報との間に同一性を認めるに至ることができることをいうもので、50%の確率で男女のどちらかを仮定して当たれば特定の個人を識別することが出来るのであれば、性別情報以外にその原因があるのであって、性別情報自体に特定個人を識別できる要素はない。同様に、年齢についても同じことがいえる。
- (5) 実施機関による弁明書は、定型文と思しき理由文により弁明したものであるが、審査請求書記載の審査請求人による意見を無視せず、これに応答すべきである。
- (6) 一般論として、性別と年齢の公開は当然のごとく行われている。
- (7) 性別及び年齢情報のみで個人を特定する事はできず、個人情報には当たらない。また、事故情報を突き合わせたとしても、死亡事故等の重大事故で既に被害者の詳細な情報が報道されているなどしていない場合、特定できない。

横浜都心部コミュニティサイクル事業（以下「本件事業」という。）で利用されている自転車（ベイバイク）は、整備状態が非常に悪く、運用中の自転車の半数以上が修理必要と判定されるなどしている。本件開示請求において開示された事故情報も膨大なものである。また、わざわざ事業者である株式会社ドコモ・バイクシェア（以下「本件法人」という。）に事故報告を行う利用者は多くない等と考えられることから、かなりの事故が報告されず潜在化していると考えられる。加えて、本件事業は横浜市民以外も利用可能で利用回数も膨大であること等を考慮すれば、事故情報及び年齢や性別が明らかになっても個人の特定はできない。

- (8) 上記を総合的に勘案すれば、本件処分は明らかに不当であるから、本件処分は横浜市情報公開・個人情報保護審査会によって是正され、審査請求人に対して公開されなければならない。

5 審査会の判断

(1) 本件事業について

本件事業は、都心部活性化、観光振興及び低炭素化に寄与する取組として、横浜都心部（みなとみらい地区及び関内地区を基本として、中区、西区、南区及び神奈川区の一部地域）において実施している事業である。

本件事業は、実施主体である横浜市が運営主体となる事業者と協定を締結し、協働して実施することとしている。そこで、横浜市は、公募型プロポーザル提案方式により選定した株式会社NTTドコモと平成26年2月に「横浜都心部コミュニティサイクル事業に関する基本協定書」を締結し、同年4月から本件事業を開始している。なお、平成27年4月からは、株式会社NTTドコモから契約上の地位の譲渡等を受けた本件法人が運営主体となっている。

(2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、本件事業において利用者に貸し出しているベイバイクが関係する事故が発生した際に、本件法人から実施機関に送付された報告書である。報告書は、事故ごとに作成されている。

ア 文書1は、平成28年度から平成30年度までに発生した事故に係る報告書であり、発生日時、利用者属性（性別）、経過等の欄が設けられ、各欄に事故の発生日時、利用者の性別、事故の状況等が記載されている。

実施機関は、これらの記載のうち、個人の氏名、住所、性別、生年月日、電話番号、年齢及びユーザーIDを条例第7条第2項第2号本文に該当するとして非開示としている。

イ 文書2は、平成29年度及び平成30年度に発生した事故に係る報告書であり、発生日時、受付番号、保険証券、顧客情報等の欄が設けられ、各欄に事故の発生日時、証券番号や保険会社名といった保険証券に係る情報、利用者の氏名及び性別等が記載されている。

実施機関は、これらの記載のうち、個人の氏名及び性別を条例第7条第2項第2号本文に該当するとして、受付番号及び保険証券に係る情報を同項第3号アに該当するとして非開示としている。

ウ 文書3は、令和元年度及び令和2年度に発生した事故に係る報告書及びそれらの報告書についての実施機関の担当者と本件法人の担当者とのやり取りに係る電子メールである。各報告書には発生日時、受付番号、保険証券、顧客情報等の欄が設けられ、各欄に事故の発生日時、保険証券に係る情報、利用者の氏

名及び性別等が記載されている。また、電子メールには、メール本文のほか、送受信者の氏名及びメールアドレス、本件法人の電話番号及びファクシミリ番号等が記載されている。

実施機関は、報告書の記載のうち、個人の氏名及び性別を条例第7条第2項第2号本文に該当するとして、受付番号及び保険証券に係る情報を同項第3号アに該当するとして非開示としている。また、電子メールの記載のうち、本件法人の担当者の氏名及びメールアドレスを条例第7条第2項第2号本文に該当するとして、本件法人の電話番号及びファクシミリ番号を同項第3号アに該当するとして非開示としている。

エ 審査請求人は、文書1のうち性別及び年齢について、文書2及び文書3のうち性別についてのみ開示を求めている。そこで、これらの情報について、条例第7条第2項第2号本文及びただし書の該当性について、以下検討する。

(3) 条例第7条第2項第2号本文及びただし書の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については、開示しないことができることを規定している。

もっとも、同号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及び「ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 本号本文の該当性について

審査請求人は、性別及び年齢に係る情報自体に特定個人を識別できる要素はないし、性別及び年齢と事故情報を突き合わせても既に被害者の詳細な情報が報道されているなどしていない場合には特定個人を識別できない等と主張する。

しかし、条例に基づく開示請求は何人も行うことができるから、一定の範囲内の者であれば保有し、又は入手可能と通常考えられる情報と照合すれば特定

の個人を識別できるような情報についても、当該個人の立場に立てば、非開示として保護すべき利益があると考えられる。このため、本号本文の「他の情報」には、当該個人の近親者、地域住民等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報が含まれると解される。

当審査会が本件審査請求文書を見分したところ、本件審査請求文書はベイバイクに関する事故の記録であり、そこに記載されている性別及び年齢は、当該事故の関係者の個人に関する情報であると認められた。

そして、本件審査請求文書では、事故の日時や状況は全て開示されていることから、事故の関係者の近親者、事故現場の周辺住民等が見聞きした事故に係る情報及び開示されている情報と性別及び年齢に係る情報とを照合することで、事故の関係者である特定の個人が識別されるおそれがあることは否定できない。

したがって、性別及び年齢は、個人に関する情報であって、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報であることから、本号本文前段に該当する。

ウ 本号ただし書の該当性について

本件審査請求文書の性別及び年齢は、法令等の規定や慣行によって公にされ、又は公にされることが予定されている情報、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要であると認められる情報及び当該個人が公務員等である場合における当該公務員の職務の遂行に係る情報のいずれにも当たらないことから、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

(4) 審査請求人はその他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を一部開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 西川佳代、委員 飯島奈津子

別表 本件審査請求文書

| | | |
|----------------|--------------------------------|------|
| (1) コミュニティサイクル | 事故状況報告書（平成28年度分） | 文書 1 |
| (2) コミュニティサイクル | 事故状況報告書（平成29年度分） | |
| (3) コミュニティサイクル | 事故状況報告書（平成30年度分） | |
| (1) コミュニティサイクル | 事故状況報告書（平成29年度分） | 文書 2 |
| (2) コミュニティサイクル | 事故状況報告書（平成30年度分） | |
| (1) コミュニティサイクル | 事故報告書及び事故状況報告関係メール （令和元年度分） | 文書 3 |
| (2) コミュニティサイクル | 事故報告書及び事故状況報告関係メール （令和2年度分） | |

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

| 年 月 日 | 審 査 の 経 過 |
|--|-----------------------|
| 令和 3 年 7 月 9 日 | ・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理 |
| 令和 3 年 7 月 29 日 | ・審査請求人から意見書を受理 |
| 令和 3 年 8 月 5 日 | ・実施機関から反論書の写しを受理 |
| 令和 3 年 8 月 19 日 （第272回第三部会） 令和 3 年 8 月 24 日 （第352回第一部会） 令和 3 年 8 月 25 日 （第403回第二部会） | ・諮問の報告 |
| 令和 4 年 10 月 26 日 （第425回第二部会） | ・審議 |
| 令和 4 年 11 月 9 日 （第426回第二部会） | ・審議 |
| 令和 4 年 11 月 24 日 （第427回第二部会） | ・審議 |
| 令和 4 年 12 月 7 日 （第428回第二部会） | ・審議 |